

第148期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結注記表

個別注記表

第148期（2015年4月1日～2016年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

コンテナ船セグメント	コンテナ船事業、物流事業
不定期専用船セグメント	ドライバルク事業、自動車船事業、エネルギー資源輸送事業、近海・内航事業
海洋資源開発及び重量物船セグメント	海洋資源開発事業、重量物船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先 (2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	81,374
三井住友信託銀行株式会社	62,073
株式会社日本政策投資銀行	55,169
株式会社三菱東京UFJ銀行	29,240
株式会社三井住友銀行	17,231

会社の新株予約権等に関する事項

2016年3月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下のとおりです。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	50,000百万円
合計	50,000百万円

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	92百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	158百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、"K" LINE PTE LTD、SAL Heavy Lift GmbHの計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

- (3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

- (4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

合意された手続業務を委託し、対価を支払っています。

- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査室は、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。
なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。
- ① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営懇談会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。
- ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。
- ③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。
- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査室等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

- (7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役・執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査室は、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ主要関係会社監査役懇談会」及び「グループ会社監査役連絡会」をそれぞれ年1回開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。
- (12) その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査室との連携等、監査環境の整備に協力しています。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。
当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況
- 「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。
- ① コーポレートガバナンスガイドラインを2015年12月に制定し、取締役会が実施する以下の具体的な業務及び役割を規定しました。併せて「取締役会規則」を改正し、取締役会のより適正な運営を図りました。
 - 一経営理念及び中期経営計画の決定並びにコーポレートガバナンス体制の整備等、企業価値及び株主共同の利益の中長期的な増大を図るために実施すべき業務
 - 一重要な業務執行の意思決定及びそれ以外の業務執行状況のモニタリング
 - 一役員を選解任案及び社長執行役員の後継者計画等の指名諮問委員会への諮問
 - 一役員報酬の制度設計及び役員報酬の水準等の報酬諮問委員会への諮問
 - 一社外取締役の独立性基準の決定
 - 一取締役が毎年実施する自己評価に基づく、取締役会全体の実効性についての分析・評価
 - ② 全役職員対象のコンプライアンスセミナーを2015年11月に、インサイダー取引規制セミナーを2016年2月にそれぞれ開催し、コンプライアンス意識向上を図りました。
 - ③ 内部監査室は、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しました。また、内部監査部門より四半期毎に取締役会への定例報告を行い、取締役会との連携を確保しました。
 - ④ コンプライアンス委員会は2回の定例会のほか臨時に4回開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図りました。また、委員会の活動の概要を3か月毎に取締役会に報告しました。
 - ⑤ 「ホットライン制度規程」を2015年7月に改正し、「ホットライン制度」と称する内部通報制度の通報窓口の体制を以下のとおりとしました。これにより、法令違反その他コンプライアンスに関する事実のより早期の認識及び適切な対応に備えました。併せて、全役職員対象にe-learningを実施し、本制度の周知徹底を図りました。
 - 一新たな通報窓口として監査役窓口を設置
 - 一通報者の通報手段の拡大
 - 一通報促進のため通報対象事例を明確化
 - 一全通報を監査役に報告する体制及び第三者による調査権を監査役に付与
 - 一通報すべき対象かどうかを通報者が相談しうる事前相談窓口を設置

- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2016年3月に開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2015年5月に実施しました。
- (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況
取締役会は社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、14回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。
また、当社のガバナンス体制の強化のため、これまでの執行役員会及び経営会議の位置付けを変更し、2015年10月より以下のとおりとしました。
- ① 執行役員会は、取締役兼務を含む執行役員と監査役が出席し、業務執行組織の月次収支を含む業務執行及び決裁事項等の報告及び討議を行う場としました。原則として毎月1回開催しています。
 - ② 経営会議は、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席し、従来の新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認する場としての機能に加え、これまで執行役員会機能であった、社長執行役員等が重要事項の決定を行うための協議機関としました。原則として毎週開催しています。これにより、業務執行上の重要な案件に十分な協議時間を確保するとともに、社長決裁取得頻度を上げて迅速な決裁を可能としました。さらに、決裁基準を改正し、取締役会付議事項の一部を経営会議付議とすることで、意思決定の迅速化を図りました。
これらの取組みにより、業務執行体制の責任の明確化及び効率化を図りました。
- (4) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況
当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を改正し、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。
- ① グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、グループ会社との間で情報交換を行うべく、グループ経営懇談会を2回開催しました。
 - ② グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、危機管理委員会等において対応しました。
 - ③ 「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けました。
- (5) 当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況
当社の取締役・執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、「グループ会社監査役連絡会」を2回開催し、情報の共有に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	60,312	254,922	△1,071	389,620
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△7,968		△7,968
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△51,499		△51,499
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△13			△13
土地再評価差額金の取崩			54		54
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動			354		354
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△14	△59,058	△6	△59,079
当 期 末 残 高	75,457	60,297	195,863	△1,077	330,541

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	14,822	8,719	6,209	22,201	△41	51,911	25,908	467,440
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△7,968
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)								△51,499
自 己 株 式 の 取 得								△6
自 己 株 式 の 処 分								0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△13
土地再評価差額金の取崩								54
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動								354
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△8,337	△3,966	57	△12,512	△2,318	△27,076	△1,370	△28,447
当 期 変 動 額 合 計	△8,337	△3,966	57	△12,512	△2,318	△27,076	△1,370	△87,526
当 期 末 残 高	6,485	4,752	6,266	9,689	△2,359	24,834	24,537	379,913

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 特 別 償 却 準 備 金	他 利 益 庄 縮 記 帳 積 立 金	剰 余 金 別 途 積 立 金	剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	185	590	60,552	47,412	111,280	△1,021	246,019	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△7,968	△7,968		△7,968	
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩					△185			185	-		-	
庄 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩						△64		64	-		-	
当 期 純 損 失 (△)								△27,635	△27,635		△27,635	
自 己 株 式 の 取 得										△6	△6	
自 己 株 式 の 処 分								△0	△0	0	0	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								54	54		54	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△185	△64	-	△35,299	△35,549	△6	△35,555	
当 期 末 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	-	526	60,552	12,112	75,730	△1,027	210,463	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	12,530	15,681	3,811	32,023	278,043
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△7,968
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩					-
庄 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩					-
当 期 純 損 失 (△)					△27,635
自 己 株 式 の 取 得					△6
自 己 株 式 の 処 分					0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					54
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△7,335	△4,231	1	△11,564	△11,564
当 期 変 動 額 合 計	△7,335	△4,231	1	△11,564	△47,120
当 期 末 残 高	5,195	11,450	3,812	20,458	230,922

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 316社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社の状況」(27頁)に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりMES1941 SHIPPING S.A.を含む合計19社を連結子会社に含めました。また、清算・合併により合計12社を連結範囲から除外しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 25社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は9社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。

関連会社数は16社で、主要な会社として(株)リンコーコーポレーションがあります。

当連結会計年度から、重要性の観点より"K" LINE (INDIA) PRIVATE LIMITEDを持分法適用会社に含めました。また、株式の売却・合併により合計2社を持分法の適用範囲から除外しました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(千葉港栄(株)他)及び関連会社(防災特殊曳船(株)他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は9社あり、これらのうち3社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社6社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

: 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

: 主として移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶

: 定額法及び定率法を各船舶に選択適用しています。

その他の有形固定資産

: 主として定率法

②無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

②賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金

: 役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

: 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

- ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により費用処理しています。
- (5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法
航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。
- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会において成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の主に29.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものは主に28.7%に、2018年4月1日以降のものについては主に28.5%にそれぞれ変更されています。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、99百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が239百万円増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は58百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

更に、青色欠損金の繰越控除制度について、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の60、2017年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の55、2018年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の50相当額が控除限度額とされることによる連結計算書類に与える影響は軽微です。

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において別掲していた「有価証券」(前連結会計年度なし)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他流動資産」に含めて表示しています。

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、別掲していた「関係会社株式売却益」(前連結会計年度10,759百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別利益」に含めて表示しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「独占禁止法関連損失」(前連結会計年度7,023百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。
- (3) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券評価損」(前連結会計年度7百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	330,422百万円
建物及び構築物	3,580百万円
土地	1,688百万円
投資有価証券	11,372百万円
その他	171百万円
合計	347,235百万円

上記投資有価証券11,372百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶330,422百万円のうち3,833百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	29,956百万円
長期借入金	233,942百万円
合計	263,899百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 405,571百万円

3. 保証債務

保証債務 12,708百万円
追加出資義務等 2,920百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,674百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式

939,382,298株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月24日 定時株主総会	普通 株式	5,624	6.0	2015年 3月31日	2015年 6月25日
2015年10月30日 取締役会	普通 株式	2,343	2.5	2015年 9月30日	2015年 11月30日
計		7,968			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、決議を予定しています。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年6月24日 定時株主総会	普通 株式	2,343	利益 剰余金	2.5	2016年 3月31日	2016年 6月27日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（権利行使期間が到来していないものを除く。）

普通株式

162,284,972株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的な執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	241,101	241,101	－
(2) 受取手形及び営業未収金	79,652	79,652	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3	3	0
②その他有価証券	22,495	22,495	－
③関係会社株式	3,826	1,022	△2,804
(4) 支払手形及び営業未払金	(99,745)	(99,745)	－
(5) 短期借入金	(71,787)	(72,104)	△316
(6) 社債	(62,565)	(60,969)	1,595
(7) 長期借入金	(346,482)	(348,136)	△1,654
(8) デリバティブ取引	(8,797)	(9,025)	△228

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、() で表示しています。

(注1)

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。
- (3)有価証券及び投資有価証券
債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。
- (6)社債
社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。
- (7)長期借入金
長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (8)デリバティブ取引
デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額44,570百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	379円18銭
1 株当たり当期純損失	54円95銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	379,913百万円
普通株式に係る純資産額	355,375百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	2,162千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純損失	51,499百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失	51,499百万円
普通株式の期中平均株式数	937,232千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法
- ②満期保有目的の債券 : 償却原価法
- ③その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

: 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶

: 定額法

②その他の有形固定資産

: 定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (4) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- (5) 独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (6) 関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額を算入しています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる計算書類に与える影響はありません。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会において成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の29.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものについては28.7%に、2018年4月1日以降のものについては28.5%に、それぞれ変更されています。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は、73百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が154百万円増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は55百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

(連結納税制度の適用)

当社は、当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「長期貸付金」(前事業年度60,339百万円)に含めていた「関係会社長期貸付金」(前事業年度52,378百万円)・「従業員長期貸付金」(前事業年度1,207百万円)は、明瞭性を高めるため、当事業年度より別掲しています。

(損益計算書)

- (1) 前事業年度に別掲していた「固定資産売却益」(前事業年度なし)は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別利益」に含めて表示しています。
- (2) 前事業年度において、「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券評価損」(前事業年度10百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。
- (3) 前事業年度に別掲していた「独占禁止法関連損失」(前事業年度7,023百万円)は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	31,971百万円
投資有価証券	5,735百万円
関係会社株式	13,177百万円
合計	50,884百万円

上記投資有価証券5,735百万円及び関係会社株式13,177百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶31,971百万円のうち3,833百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	2,560百万円
長期借入金	22,205百万円
合計	24,766百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	96,488百万円
----------------	-----------

3. 保証債務

保証債務	66,948百万円
------	-----------

保証予約	111,033百万円
------	------------

(当社が船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するもの、保証債務29,398百万円、保証予約99,617百万円を含みます。)

追加出資義務等	7,856百万円
---------	----------

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	△530百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	59,764百万円
長期金銭債権	84,540百万円
短期金銭債務	35,874百万円
長期金銭債務	3,195百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高			
営業取引による取引高	営業収益	20,811百万円	
	営業費用	234,352百万円	
営業取引以外の取引高		33,195百万円	

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,907,355株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	915百万円
賞与引当金	153百万円
特別修繕引当金	173百万円
投資有価証券等評価損	1,572百万円
退職給付引当金	190百万円
減損損失	595百万円
備船解約金	5,871百万円
海運業未払金自己否認額	1,847百万円
独占禁止法関連損失引当金	1,019百万円
税務上の繰延資産	2,907百万円
繰越欠損金	26,194百万円
繰越直接税額控除	2,181百万円
その他	321百万円
繰延税金資産 小計	43,944百万円
評価性引当額	△36,702百万円
繰延税金資産 合計	7,241百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△210百万円
留保金課税	△1,299百万円
繰延ヘッジ利益	△4,559百万円
その他有価証券評価差額金	△2,070百万円
その他	△768百万円
繰延税金負債 合計	△8,908百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△1,666百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

- リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置、器具及び備品の一部については、
所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。
- オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借主側)

未経過リース料	
1年内	11,529百万円
1年超	55,405百万円
合計	66,934百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等
一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。
3. 役員及び個人株主等
該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	246円32銭
1株当たり当期純損失	29円48銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	230,922百万円
普通株式に係る純資産額	230,922百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	1,907千株

損益計算書上の当期純損失	27,635百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失	27,635百万円
普通株式の期中平均株式数	937,488千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。